

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

議 案 書

令和6年9月

矢 板 市

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和6年度矢板市一般会計補正予算（第4号）	・・・P 1
議案第 2 号	令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	・・・P 1
議案第 3 号	令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	・・・P 1
議案第 4 号	令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・P 1
議案第 5 号	令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）	・・・P 1
議案第 6 号	令和5年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について	・・・P 2
議案第 7 号	令和5年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	・・・P 3
議案第 8 号	令和5年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	・・・P 4
議案第 9 号	令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	・・・P 5
議案第10号	令和5年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業 特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・P 6
議案第11号	令和5年度矢板市水道事業会計決算の認定について	・・・P 7
議案第12号	令和5年度矢板市下水道事業会計決算の認定について	・・・P 8
議案第13号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について	・・・P 9
議案第14号	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	・・・P12
議案第15号	教育委員会教育長の任命同意について	・・・P18
議案第16号	教育委員会委員の任命同意について	・・・P19
議案第17号	監査委員の選任同意について	・・・P20

議案第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ…… P21
いて

議案第 19 号 市道路線の認定及び変更について…………… P22

議案第 20 号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について………… P23

議案第 21 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分…… P25
について

議案第 22 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処…… P26
分について

議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 6 号

令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 7 号

令和 5 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 8 号

令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 9 号

令和 5 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 10 号

令和 5 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 11 号

令和 5 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 12 号

令和 5 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 13 号

矢板市国民健康保険条例の一部改正について

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険条例（昭和 3 4 年矢板市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 4 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 場合において、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料に処する。	第 1 4 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> において、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 14 号

矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

矢板市道路占用料徴収条例（昭和 6 0 年矢板市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料表

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 8 0
	第 2 種電柱		7 3 0
	第 3 種電柱		9 9 0
	第 1 種電話柱		4 3 0
	第 2 種電話柱		6 8 0
	第 3 種電話柱		9 4 0
	その他の柱類		4 3
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	4 2 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2 6 0

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260

		外径が 1 メートル以上のもの			5 1 0
法第 3 2 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運 行装置による検知の 対象として設置する 導線その他の線類	地 下 に 設 け る もの そ の 他 の 物 の 物	長さ 1 メートルにつ き 1 年	3 9 6 8 0 4 3 0 2 6 0 8 5 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	8 5 0
法第 3 2 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの 階数が 2 のもの 階数が 3 以上のもの		トルにつき 1 年	A × 0 . 0 0 4 A × 0 . 0 0 6 A × 0 . 0 0 7 4 3 0
		上空に設ける通路			

	地下に設ける通路			2 6 0
	その他のもの			8 5 0
法第 3 2 条	祭礼、縁日その他の催しに際		占用面積 1 平方メー	9
第 1 項第 6	し、一時的に設けるもの		トルにつき 1 日	
号に掲げる	その他のもの		占用面積 1 平方メー	8 7
施設			トルにつき 1 月	
道路法施行	看板（アー	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メー	8 7
令（昭和 2	チであるも		トルにつき 1 月	
7 年政令第	の を 除	その他のもの	表示面積 1 平方メー	8 7 0
4 7 9 号。	く。）		トルにつき 1 年	
以下「令」	標識		1 本につき 1 年	6 8 0
という。）	旗ざお	祭礼、縁日その他の	1 本につき 1 日	9
第 7 条第 1		催しに際し、一時的		
号に掲げる		に設けるもの		
物件		その他のもの	1 本につき 1 月	8 7
	幕（令 第 7	祭礼、縁日その他の	その面積 1 平方メー	9
	条第 4 号に	催しに際し、一時的	トルにつき 1 日	
	掲げる工事	に設けるもの		
	用施設であ	その他のもの	その面積 1 平方メー	8 7
	るものを除		トルにつき 1 月	
	く。）			
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	8 7 0
		その他のもの		4 3 0

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	850
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	A × 0 . 019
	その他のもの		A × 0 . 014
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0 . 019
	上空に設けるもの		A × 0 . 022
	その他のもの		A × 0 . 031

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

教育委員会教育長の任命同意について

本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 伊 藤 由 悟

生年月日 [REDACTED]

議案第 16 号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 齋 藤 良 則

生年月日 [REDACTED]

議案第 17 号

監査委員の選任同意について

本市監査委員として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市

氏 名 坪 山 和 郎

生年月日

議案第 18 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 善 林 景 子

生年月日 [REDACTED]

議案第 19 号

市道路線の認定及び変更について

下記市道路線の認定及び変更については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

路線認定（道路法第 8 条第 2 項）

路線番号	路線名	起 点	備 考
		終 点	
4072	泉 7 号線	矢板市泉	
		矢板市泉	
3163	乙畑・片岡 40 号線	矢板市乙畑	
		矢板市片岡	

路線変更（道路法第 10 条第 3 項）

路線番号		路線名	起 点	備 考
			終 点	
2187	前	下太田泉 1 号線	矢板市下太田	
			矢板市泉	
	後	下太田・田野原 1 号線	矢板市下太田	
			矢板市田野原	

議案第 20 号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、
栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 2 1 号

令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金 3 億 7, 9 6 8 万 9, 1 1 1 円のうち 5 0 0 万円を減債積立金に、7, 0 0 0 万円を建設改良積立金に積み立て、2 億 2, 1 2 0 万 8, 8 1 5 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

議案第 22 号

令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 億 1, 981 万 5, 666 円のうち 5 億 2, 026 万 247 円を資本的収入額が資本的支出額に不足する額に補填し、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳